

社会保険加入判定フローチャート（令和4年10月1日～）

区分	加入する保険	会社負担	本人負担	傷病手当金	出産手当金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金	
週所定労働日数と週所定労働時間が正社員の4分の3以上である	はい→ (1) 通常の社保加入要件に該当	健康保険	あり	あり	○	○	○	○	○
		厚生年金	あり	あり					
次のすべてに該当する <ul style="list-style-type: none"> 従業員101人以上の会社又は任意特定適用の申出を行った会社で勤務している 週所定労働時間が20時間以上 月8.8万円（年約106万円）以上 昼間学生でない 雇用見込が2か月以上 	はい→ (2) パートの社保加入要件に該当（106万円の壁）	健康保険	あり	あり	○	○	○	○	○
		厚生年金	あり	あり					
年収130万円以上である	はい→ (3) 扶養されていると言えない（130万円の壁）	国民健康保険	なし	あり	×	×	×	×	×
		国民年金（第1号）	なし	あり					
配偶者が会社の社会保険に加入している	はい→ (4) 専業主婦（主夫）	健康保険被扶養者	なし	なし	×	×	×	×	×
		国民年金（第3号） <small>（※配偶者が65歳以上の場合は第1号）</small>	なし	なし （※あり）					
会社の社会保険に加入している親族（一定要件あり）に扶養されている	はい→ (5) 扶養家族	健康保険被扶養者	なし	なし	×	×	×	×	×
		国民年金（第1号）	なし	あり					
はい→ (6) 他に加入する制度がない（国民皆保険制度）	いいえ→ (6) 他に加入する制度がない（国民皆保険制度）	国民健康保険	なし	あり	×	×	×	×	×
		国民年金（第1号）	なし	あり					

※75歳以上の場合は、上記によらず後期高齢者医療保険制度に加入

※（1）（2）において、70歳以上の場合は厚生年金の加入はなし



社会保険労務士事務所しのはら労働コンサルタント（〒168-0062 東京都杉並区方南1-2-10 ジャパンハイツ方南1階）

【事務所HP】 <https://www.shlc.jp/> 【社労士Tools】 <https://tool.shlc.jp/>